

協会けんぽ

埼玉だより

回覧

職場内で回覧をお願いいたします。

埼玉支部公式
LINE始めました!
ぜひ登録ください

整骨院・接骨院のかかり方

詳しくはこちらを
ご確認ください

柔道整復師（整骨院・接骨院）による施術には、健康保険の対象になる場合と、ならない場合があります。

○ 健康保険の対象となる場合

•打撲　•捻挫　•骨折　•脱臼
•挫傷（肉離れなど）

※ケガによる痛みに限ります。
※内科的原因による疾患は含まれません。
慢性的な状態に至っていないものに限られます。
※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。

× 健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- 病気（神経痛、リウマチ等）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 仕事中や通勤途上での負傷
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療※応急処置を除く

施術を受けられる際のお願い

▼ 協会けんぽより施術を受けた方へ施術内容についてお尋ねすることがあります

1. 負傷の原因を柔道整復師にはっきり伝えてください。
2. 領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
3. 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

詳しくはこちらを
ご確認ください

はりきゅうの施術、あん摩・マッサージの施術は支給要件をすべて満たす場合、健康保険の対象となります。

はり・きゅう

右の**2つの要件**を満たす場合のみ対象となります。

❶対象となる傷病であること
（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頚椎捻挫後遺症）
※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

❷医師より交付された同意書（診断書）があること。
※同意書（診断書）発行の際には、医師の診察を受けてください。なお、オンライン診療により交付された同意書（診断書）は認められません。

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること。
※筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限ります。

施術を受けられる際のお願い

1. 領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
2. 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

特定保健指導（健康サポート）をご活用ください

健診当日に受けられる健診機関もございます！

協会けんぽ埼玉支部では、健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された40～74歳の方を対象として、保健師等による特定保健指導（健康サポート）を実施しています。「後日、時間を作って従業員に特定保健指導を受けさせるのは難しい…」という事業主様は、人間ドック健診・生活習慣病予防健診当日の特定保健指導をご活用ください。



健診当日に特定保健指導を受けられる健診機関はこちら

健診当日に特定保健指導を受けるメリット



事業所担当者
後日面談の日程調整等が不要です！

受診者本人
本人の健康意識が高まっている健診受診直後から生活習慣の改善を始められます！

健診当日の特定保健指導を実施していない健診機関もございます。当日に受けられなかった場合、協会けんぽまたは専門機関（株式会社Mealthy【メルシー】TEL0800-080-0832）から事業所へ特定保健指導のご案内を送付させていただきます。対象の従業員様への声かけや、スケジュール調整等のご協力をお願いいたします。

重要 「医療費のお知らせ」一斉送付終了のご案内

協会けんぽによる事業所宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、**令和7年度（令和8年1月送付分）で終了いたしました。**

今後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから「マイナポータル」をご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。

マイナポータルで医療費情報を確認するメリット

スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧※できます。また、確定申告（医療費控除）でe-Taxと連携すれば自動入力が可能です。

※受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。

参考 マイナポータル：医療費

参考 国税庁HP：医療費控除を受ける方へ（確定申告特集）

紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合

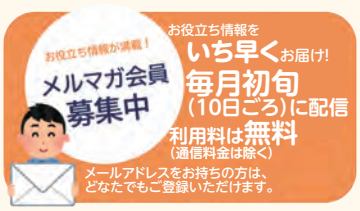
令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせについて、書面による送付を希望される場合は「医療費のお知らせ依頼書」にて、**令和9年3月以降**にご依頼ください。

※医療機関から協会けんぽに医療費のデータ（レセプト）が届き、医療費のお知らせに反映されるまで受診月から3か月程度かかります。**確定申告の申請期間内に間に合わない場合があるためご留意ください。**

医療費のお知らせダウンロード

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会　埼玉支部
〒330-8686　埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター（JACK大宮）16階
電話　048-658-5919（代表）

メールマガジン「彩メール」
健康保険や健康づくりに関するタイムリーな情報をお届け



ご登録はこちらから